キャリア福祉カレッジ　介護福祉士実務者研修通信コース　学則

1.名称	キャリア福祉カレッジ　介護福祉士実務者研修通信コース
2.位置	香川県高松市林町 2217-15　香川産業頭脳化センタービル４F
3.設置者	名称：株式会社キャリア福祉カレッジ 住所：香川県高松市林町 2217-15　香川産業頭脳化センタービル４F
4.養成課程	通信課程
5.修業年限	・無資格　６ヶ月 ・介護職員初任者研修修了・訪問介護員養成研修 2 級/１級修了 基礎研修修了　４ヶ月
6.養成区分	● 無資格者　450 時間 ● 訪問介護員養成研修 2 級修了　320 時間 ● 訪問介護員養成研修 1 級修了　95 時間 ● 介護職員基礎研修修了　50 時間 ※医療的ケア演習時間　6.5 時間
7.カリキュラム	研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則 別表１の通りとする。 使用教材：介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版）
8.設置目的	急激な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護 サービスを提供するため、個別性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、且つ、専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。
9.教室	【高松教室】　香川県高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センター４F　第 4 会議室 【善通寺教室】　香川県善通寺市文京町 2 丁目 1 番 4 号 ZEN キューブ（善通寺市総合会館） 【丸亀教室】　香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 11 号 マルタス（丸亀市市民交流活動センター） 【三豊教室】　香川県三豊市豊中町本山甲 160-1 三豊市市民交流センター
10.通信養成を行う地域	香川県、愛媛県、徳島県、高知県、岡山県
11.教職員組織	学校長　　１名 専任教員　必要数 事務職員　必要数

12. 入学時期	【高松教室】 ①５月１日　②７月１日　③９月１日　④１月１日　⑤３月１日 【善通寺教室】 ①４月１日　②６月１日　③７月１日　④1月１日　⑤２月１日 【丸亀教室】 ①５月１日　②３月１日 【三豊教室】 ①３月１日　②６月１日 ※入校日に定員に達していない場合のみ有資格者について追加募集を行うことがある。
13. 学級	学級：４学級
14. 定員	学年定員：８２名 学級定員：高松教室２５名　善通寺教室１６名　丸亀教室２５名 三豊教室１６名
15. 入学資格	受講意欲を持ち介護の知識を学びたい者
16. 入学者の選考	原則として入学者の選考は行わず、定員に達した段階で締め切りとする。
17. 入学手続き	（１）当校指定の申込用紙に必要事項を記入の上、来校、郵送、FAX かホームページにて期日までに申し込む。また、有資格者は免除該当資格証の写しもあわせて提出する。 （２）当校は、受講対象者に受講決定通知書を受講者あてに通知する。 （３）受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに金融機関へ振込にて受講料を納入する。 （４）当校は受講料の納入を確認した後、教材一式を郵送する。 （５）受講前に当校の都合で研修を中止した場合は受講料を返還する。 （６）未修了者及び辞退者の既に納入された受講料については、理由の如何を問わず返金しないものとする。 ※尚、受講者本人確認のため、受講申込受付時または初回のスクーリング時に運転免許証、健康保険証、パスポートにより本人確認を行う。
18. 受講料	受講費用は次の通りとする（テキスト代、税込） ・無資格者　１２０，０００円 ・介護職員初任者研修修了者　１０５，０００円 ・訪問介護２級修了者　１０５，０００円 ・訪問介護１級修了者　７０，０００円 ・介護職員基礎研修修了者　３０，０００円 ○当校減免情報は募集案内及びホームページ http://career-fukushi.com/で公表する。 ※分割払い希望の受講者は下記にて当校に申し込む。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>回数</th><th>期　日</th><th>無資格者</th><th>初任者研修
訪問介護２級</th><th>訪問介護１級</th></tr>
<tr><td>１回目</td><td>当校が指定する日まで</td><td>40,000 円</td><td>35,000 円</td><td>35,000 円</td></tr>
<tr><td>２回目</td><td>開講日より２ヶ月以内</td><td>40,000 円</td><td>35,000 円</td><td>35,000 円</td></tr>
<tr><td>３回目</td><td>開講日より４ヶ月以内</td><td>40,000 円</td><td>35,000 円</td><td>－</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>19.休業日</td><td>年末年始（１２月２９日～１月３日）
介護過程Ⅲ、医療的ケア（演習）のスクーリング日については別に定める。</td></tr>
<tr><td>20.科目履修</td><td>当校カリキュラムに基づき、テキストによる通信課題（自宅学習）と面接授業（スクーリングによる）によって行う。
【通信課題】
・所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。
【面接授業】
・「介護過程Ⅲ」「医療的ケア演習」についてスクーリングに全日程参加して技術を習得する。</td></tr>
<tr><td>21.学習の評価及び修了の認定</td><td>【通信課題】
(1)学習方法：添削問題をテキストの該当ページに沿って自己学習し、当校研修日程の定める期日（スクーリング日）に提出しなければならない。
e-ラーニングを使用する場合も上記方法に準じ当校の定める期日内で自己学習し解答する。
(2)評価方法：合格点は70点以上とし、70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。
(3)個別学習への対応：自己学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送・ファックス・メールまたは　e-ラーニング専用Web ページにて受付し、担当講師が回答する。
【面接授業】（介護過程Ⅲ評価方法）
・全日程に出席した者に対し、習得度（技術）評価において70点以上を合格とする。
※不合格となった場合は、再評価を行い基準を満たすまで繰り返す。
【面接授業】（医療的ケア演習評価方法）
・各行為に対して5回評価を行い最終回で手順通りにできていることが必要である。また、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が「介護職員による喀痰吸引及び経管のケア実施の手引き」の手順どおりに実施できていると認められねばならない。
・演習は下記に定める項目、回数、到達目標をもって実施する
<table>
<tr><th>演習内容</th><th>到着目標</th><th>項目</th><th>回数</th></tr>
<tr><td>喀痰吸引</td><td>「介護職員が、たん吸引を</td><td>口腔</td><td>５回以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>シミュレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる」</td><td>鼻腔</td><td>5回以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>気管カニューレ内部</td><td>5回以上</td></tr>
<tr><td>経管栄養</td><td>「介護職員が、経管栄養をシミュレーターを用いて効果的に演習でき一人で実施できる」</td><td>胃ろう又は腸ろう</td><td>5回以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>経鼻経管栄養</td><td>5回以上</td></tr>
<tr><td>救急蘇生法演習</td><td>「介護職員が、救急蘇生法をシミュレーターを用いて効果的に演習でき一人で実施できる」</td><td></td><td>1回以上</td></tr>
</table>
※評価結果が認められない場合は、再評価を受け修得されたと認められることを条件とする。
</td></tr>
<tr><td>22. 補講の方法及び取り扱い</td><td>研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があり本人が希望する場合は以下のとおりいずれかの方法で補講を行い、当該時間を修了したものとみなす。（但し、次回開催のスクーリング日程までに修了しておくこと）
①補講別途設定　　1時間当たり２，５００円（税込み）
②他開催の同一講座に参加　補講料は無料</td></tr>
<tr><td>23. 修了証明書の交付</td><td>研修を修了したことを認定された者には、当校において修了証明書を交付する。（修了証明書の紛失等があった場合には、修了者の申出により修了証の再発行を行う。修了証の再発行の手数料は、５４０円（税込み）とする。）</td></tr>
<tr><td>24. 休学等</td><td>受講生は、疾病その他やむを得ない理由により、修学することが出来ない場合は、当校の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、当校の許可を得なければならない。</td></tr>
<tr><td>25. 欠席者の取扱</td><td>原則として遅刻、早退、欠席は認めないが、体調等によりやむを得ない事情により研修の一部が受講できなかった場合は、補講により知識技能の習熟度を評価し、出席したものとみなすことができる。</td></tr>
<tr><td>26. 在籍限度期間</td><td>研修開始月より起算し、2年を超えて在学することはできない。</td></tr>
<tr><td>27. 退学処分</td><td>学校長は、次のいずれかに該当する者を退学とすることができる。
（１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
（２）当校が定めた課題や答案の提出ができず評価が判断できない者
（３）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者</td></tr>
<tr><td>28. 個人情報の取扱</td><td>当校は、受講生の個人情報は、研修運営に関してのみ利用し、それ以外での目的では一切使用しない。</td></tr>
</table>

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

この学則は、令和 元年１０月１日から施行する。

この学則は、令和 ２年７月１日から施行する。

この学則は、令和 ３年４月１日から施行する。

この学則は、令和 ４年３月１日から施行する。

この学則は、令和 ５年１月１日から施行する。

この学則は、令和 ５年７月１日から施行する。

この学則は、令和 ６年３月１日から施行する。